

① 宅配事業定型約款

＜目的・適用＞

第1条 この約款は、生活協同組合コープおおいの(以下、「生協」といいます)の宅配事業の利用(代金等の支払を含む)に関するルールを定めます。

＜サービス内容＞

第2条 生協は、利用者(次条により利用登録を行った利用名義者)に対して、基本的に週1回、商品カタログ及び注文書(以下、「商品カタログ等」といいます)を配付し、事前に注文いただいた商品(特別注文品の場合は注文書)及びチケット等の証券類(以下、「商品等」といいます)を配達します。

2. 利用者は、前項に定めるサービスのほか、次の事項のために宅配事業の仕組みを利用することができます。ただし、②は組合員に限ります。

- ①各種サービスに関する紹介依頼(生協は依頼を受けたサービス事業に関する資料をお届けします)
- ②増資(生協は商品等の代金とともに増資する金額を受領し、出資金に充当します)
- ③募金(生協は商品等の代金とともに募金額を預かり、あらかじめご案内した募金先にお渡しします)

3. 前項の②及び③に係る金銭の收受については、この約款の第15条以下の定めるところによります。

4. 生協は、年末など特殊な時期に関し別途ご案内した場合を除き、基本的に毎週、注文書を回収する前週の商品等のお届け時に、注文の対象となる商品等を掲載した商品カタログ等をお届けします。ただし、一定期間連続してご注文をいただけなかった場合、生協は商品カタログ等のお届けを停止することができます。

5. 利用者は、別途の登録によりWEB注文システムを利用することができます。

6. 災害、台風などの極度の悪天候、事故、戦争・地域紛争、テロ、感染症の蔓延、システムトラブル、停電、行政の処分・指導等の措置その他の事由により宅配事業のサービスの全部または一部の提供を停止することがあります。この場合、サービスの提供の停止について、生協は責任を負わないものとします。

＜利用の登録＞

第3条 組合員は、生協の定めにしたがって利用の登録を行うことで、前条に定める宅配事業のサービスを利用することができます。その際、原則として商品等の代金及び手数料その他(以下、「代金等」といいます)の引渡しに利用する銀行等金融機関の口座の登録が必要ですが、クレジットカードによる支払いを希望される場合はカード番号その他の登録をもってこれに代えることができます。

2. 未成年者が宅配事業の利用を希望する場合は、法定代理人の同意を得て利用登録を行うことができ、以後の商品の購入についても、法律が禁止する場合を除き、法定代理人の同意を得ているものとみなします。また、高齢者が宅配事業の利用を希望する場合は、ご家族のご意見をお聞きして、宅配事業のサービスの円滑な提供に支障がないかを検討させていただく場合があります。

3. 前2項の規定にかかわらず、次の場合には利用登録をお断りすることがあります。

- ①組合員本人または生計をともにする家族が過去に利用代金等の支払いを怠ったことがある場合など、代金のお支払いに不安がある場合
- ②この約款等に定める生協の宅配事業のサービスの利用条件に合わず、円滑なサービス利用が困難と想定される場合
- ③過剰な要求など生協とのトラブルが多い場合、その他宅配事業のサービスの円滑な提供に支障が想定される場合

4. 次の場合、生協は、行政の許可を得た上で、組合員以外の方に対して、生協の定めにしたがって利用の登録を受け付けることにより、前条に定める宅配事業のサービスを利用させることができます。その際、利用者は代金等の支払方法について生協との協議の上定め、必要な対応を行うものとします。

- ①教育文化施設・医療施設・社会福祉施設の設置者が施設利用者へのサービスの提供に必要な物品を購入する場合
- ②被災地からの避難者が、災害発生から一定期間の間、生活に必要な物品を購入する場合
- ③チラシやWEB等を見てコープ商品の有料試し商品を利用する場合

5. 利用者の利用登録にあたっては、口座名義人(クレジットカードを利用する場合はカードの名義人)の承諾を得るものとします。この場合、名義人からの異議については、利用登録を行った者が責任をもって対応します。

6. 利用者は所定のWEBページにメールアドレス、パスワード等の必要事項を入力し、送信することにより、WEB注文システムを利用することができます。WEB注文システムの利用に関わるルールは、この約款のほか、WEB注文システム内にある利用規約の定めるところによります。

7. 銀行等金融機関の口座の登録が必要な利用者につき、所定の期限内に口座登録が完了しなかった場合の扱いについては、この約款の規定にかかわらず、別途定めるところによります。

8. 利用者は、氏名・住所・お届け先・電話番号・振替口座等、利用登録の際に届け出た事項を変更する必要がある場合、変更の内容を遅滞なく生協に届け出るものとします。

＜商品の注文＞

第4条 商品の注文は、次に定める中から利用者が選択した方法によって行うものとします。各方法による注文の締め切り時間など取扱いの詳細は生協が別に定めます。

- ①OCR注文書の提出
- ②WEB注文システムを利用したインターネット注文
- ③電話による注文
- ④FAXによる注文

2. 商品の注文をいただいた場合、前項に定める注文方法ごとに次の時点で生協が注文を承諾したものと、売買契約が成立します。ただし、事前登録による自動注文を利用する場合は、登録の際の定めにしたがって、注文書の回収時期をもって利用者から注文があったものとみなし、生協はその注文を承諾したものと、売買契約が成立します。

- ①OCR注文書の提出の場合は、注文書を配達員が受領した時。
- ②WEB注文システムを利用したインターネット注文の場合は、注文データを生協が受信した時。
- ③電話による注文の場合は、注文を受けた電話の通話が終了した時。
- ④FAXによる注文の場合は、注文書を生協が受信し、送信利用者名が確認できた時。

3. 次の場合は利用者本人による注文があったとみなします。

- ①利用者の氏名が印字されたOCR注文書が提出された場合。
- ②利用者に交付したID・パスワードによる認証を経たインターネット注文データを、生協が受信した場合。
- ③生協が定めた方法により利用者本人であると確認した上で、電話による注文を受けた場合。
- ④利用者の氏名を記載した注文書をFAXで受信した場合

4. 利用者は、注文の締め切り時間までの間は、注文をキャンセルできます。

＜利用制限＞

第5条 転売、賃貸、買入れ、商行為を目的とした商品の購入はできません。
2. 20歳未満の利用者による酒類の購入はできません。

3. 次の場合には、生協から、電話等による確認、数量減等の要請、注文時または配達時の支払いの要請、売買契約の解除などの対応を行う場合があります。

- ①1回あたりの注文金額が、生協で規定する利用金額の限度を超えることとなる注文を受けた場合。
- ②受けた注文の数量・金額が一般家庭で利用限度を超える場合。
- ③宅配事業の利用金額は原則として、新規加入後もしくは店舗から宅配へ移動後1年以内の方は1回あたり1万5,000円(税込)、加入後1年以上経過している方は1回あたり5万円(税込)を限度とし、利用金額の限度額の引き上げを希望する場合は別途生協と相談するものとします。また、第3条4項①号に基づいて利用の登録を行った利用者に関しては該当しません。

＜利用停止・登録解除＞

第6条 「利用停止」「登録解除」とは、それぞれ次のことを意味します。

- ①利用停止……宅配事業の利用登録を維持したまま、宅配の商品カタログの配付、注文の受付、商品のお届けを停止すること。
- ②登録解除……宅配事業の利用登録を抹消すること。

2. 宅配事業の利用停止や登録解除を希望する利用者は生協に連絡するものとし、生協はお申し出に従って利用停止や登録解除を行います。組合員が生協から脱退する場合も、生協は組合員からのお申し出に代わって登録解除を行います。

3. 次の場合には、利用者からのお申し出がなくても生協側から利用停止や登録解除を行う場合があります。これに加えて、生協が必要と認めるときは、既に受けた注文に関して売買契約を解除する場合もあります。

- ①転売、賃貸、買入れ、商行為を目的とした商品等の購入を行っていたことが判明した場合。
- ②合理的な理由なく繰り返して大量に注文や返品を行った場合。
- ③未成年や高齢者である利用者から、商品等の種類・数量・金額等に関して適当でない注文が行われている等の理由に基づき、法定代理人、ご家族や行政担当者によるお申し出があった場合。
- ④利用者として口座名義人が異なる場合に口座名義人から引渡し停止の申し出があり、利用者にも連絡しても登録口座やお支払方法を変更しただけなかった場合。
- ⑤商品代の代金等の未払いにより第16条に該当した場合。
- ⑥第3条3項各号に該当する場合その他宅配事業の継続の利用に関して生協が適切でないと認めた場合。
- ⑦利用が一度もない状態が規定の日数続いた場合。

4. 前項のほか、1ヶ月の利用金額が第5条4項で規定する利用限度額に達した場合も、商品カタログ等の配付や商品の注文を停止する場合があります。この場合は、生協の判断によりサービスを再開します。

5. 第3条4項①号に基づいて利用登録を行った利用者に関して、次に掲げる事態が生じた場合、生協は直ちに登録解除を行います。この場合、生協は既に受けた注文に関して売買契約を解除することができ、併せて、当該利用者の生協に対する債務に関し、当然に期限の利益を喪失したもとして直ちに全ての債務の履行を請求できるものとします。

- ①所管行政より事業の取消、停止等の処分を受けた場合。
- ②所管行政が異外利用させる施設として不適当と認めた場合。
- ③商品代の代金等の未払いにより第16条に該当した場合。
- ④支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けた場合。
- ⑤信用力・資力の著しい低下があったとき、またはこれに著しい影響を及ぼす事業上の重要な変更があった場合。
- ⑥第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立てをうけ、または公相公課の滞納処分を受けた場合。
- ⑦破産、民事再生手続、会社更生手続開始決定の申立て等事実が生じた場合。
- ⑧事業の廃止、休止または解散の決議をした場合。
- ⑨災害、労働争議等、本契約または個別契約の履行を困難にする事項が生じた場合。
- ⑩生協に対する詐術その他の背信行為があった場合。

＜商品等のお届け＞

第7条 商品等の配達方式は、利用者個人別にお届けする「個人配達」、3名以上の利用者によるグループの分を一括してお届けする「グループ(班)」及び「ステーション」配達、所管行政が異外利用を許可した施設への配達をする「法人配達」の3通りがあります。

2. 商品等の配達場所は次の2通りです。

- ①指定場所配達(個人配達の場合は各利用者の自宅または職場などに準ずる場所、グループ(班)配達の場合はグループ(班)で定めた利用者のご自宅またはそれに準ずる場所に配達する方式)
- ②ステーション配達(生協が予め利用者にお知らせした施設に配達し、利用者がその施設に受け取りに行く方式で法人配達もこれに該当する。)

3. 生協は、利用登録にあたって、配達方式・配達場所を利用者と確認し、配達曜日とおおよそのお届け時間を利用者にお知らせします。生協は、この配達曜日とおおよそのお届け時間を、利用者にあらかじめお知らせした上で変更する場合があります。

4. 生協は、配達方式・配達場所に応じて、別表に定める手数料を申し受けます。

5. 指定場所配達の場合は、各利用者が商品等を受領した時(合理的な理由により、あらかじめ利用者も確認した場所に商品等を留め置いた場合は、その時)に商品等の引渡しを完了し、所有権が移転するものとします。

6. ステーション配達の場合は、各利用者が受領した時に商品等の引渡しを完了し、所有権を移転するものとします。

7. 前各項にかかわらず、商品カタログ等に宅配便にてお届けする旨を記載した商品等については、外部業者の宅配便により配達します。その場合は、各利用者が受領した時に商品等の引き渡しを完了し、所有権を移転するものとします。

＜商品の取り残し＞

第8条 前回お届けした商品が取り残されていた場合に利用者にも連絡する場合があります。利用者に連絡がつかない場合は、緊急連絡先(登録がある場合)に連絡する場合があります。

＜連絡の法的意味＞

第9条 第8条に規定する連絡とは、商品のお届けについて確認するためのものであり、生協は利用者または緊急連絡先に対して安否確認に関する法的義務または責任を負うものではありません。

＜お届け明細書及び請求書＞

第10条 生協は、商品等のお届けと併せてお届け明細書をお届けします。請求書については月1回、月ごとの請求額をまとめて発行し、商品等の配達時にお届けします。なお、カタログお届け停止機能をご登録されている場合はeフレンズ九州のマイページに提示します。

＜商品等のお届けができない場合＞

第11条 災害、極度の悪天候、事故、戦争・地域紛争、テロ、争議行為、感染症の蔓延、システムトラブル、停電、行政の処分・指導等の措置、輸出入の際の港湾作業の遅延、製造者・生産者の事情による生産遅延・数量不足、注文の著しい増加その他の事由によって注文通りの商品のお届けができない場合があります。

2. 前項の場合、生協の判断により、お届け日やお届け方法の変更、お届けの中止、お届け量の削減、生協の定めたルールによる代替品の提供によって対応する場合があります。これらの事情については、原則としてお詫びチラシ、お届け明細書、電話、電子メー

ル等の電磁的方法によりお知らせするものとし、代金等の返金等が発生する場合は、原則として代金からの減額により行います。

3. 前項の対応のうち、代替品の提供について事前にご同意いただけない場合、利用者は、生協による代替品の提供から2週間以内に代替品を返品することができます。この場合、注文した商品は提供できなかったものとして、原則として代金からの減額により代金等の返金等を行います。
4. 前3項による対応について、生協は原則として前2項に定める返金等の他に責任を負わないものとします。

《お届けした商品等に問題がある場合》

- 第12条 お届けした商品等が不良品である場合、注文と相違している場合、商品カタログ等と相違している場合には、交換または返品によって対応します。返品の場合は、原則として代金からの減額により代金等の返金等を行います。
2. 前項以外の場合でも、催事商品など特定の時期に届かなければ善くして価値が低下する商品等について、納品が予定の時期より遅れた場合には、利用者は売買契約を解消し、生協からの連絡に沿って返品を行うことにより、原則として代金からの減額により代金等の返金等を受けることができます。
 3. 前2項による対応について、生協は、商品等により利用者へ直接発生した損害がある場合を除き、前2項に定める返金等の他に責任を負わないものとします。

《利用者のご都合による返品》

- 第13条 前条に定める場合を除き、次に掲げる商品等については返品することができません。
- ① コーポブランドの商品
 - ② 食品
 - ③ 書籍、CD、DVD、Blu-ray等の著作物
 - ④ カセットコンロ、同コンロで使用するガスボンベ
 - ⑤ 植物、植物の種
 - ⑥ ペットフード
 - ⑦ 医薬品、化粧品、衛生用品
 - ⑧ 子ケツ類
 - ⑨ 直接肌につける商品で着用品のもの(肌着やストッキング等)
 - ⑩ 複数の物品を一括して供給するセット商品の一部(セット商品全体を返品する場合は含みません)
- ① 利用者の指定により製作・加工した商品(利用者の指定により名前を入れた商品等)
 2. 前条に定める場合のほか、利用者は、前項以外の商品について、未開封で利用者によるキズ等がない場合に限り、お届け日から1週間以内に生協に連絡することにより、返品することができます。
 3. 前2項によれば返品ができない場合であっても、やむを得ない事情があると生協が認めるときには、返品を受け付ける場合があります。
 4. 前3項により返品を受け付けた場合、原則として代金等からの減額により代金等の返金等を行います。
 5. 特定商取引法第26条4項イの適用を全て除外する生協はクーリングオフが適用されません。

《ご請求金額に対する疑義等》

- 第14条 請求書の金額その他に疑義が生じた場合、その他期限までに支払いができない場合には、利用者はあらかじめ生協に連絡し、支払方法等を含む今後の対応について協議するものとします。

《利用代金・手数料等の支払方法》

- 第15条 代金等の支払い方法については、原則として、次の中から利用者と生協が協議して定めます。ただし、第2項に定める支払い方法については第3条6項によるWEB注文システムの利用者に限り、利用することができます。
- ① 銀行等の口座からの引落し
(毎月1日から月末までの代金について、翌月13日に口座から引落し)
 - ② クレジットカードによる支払い
(毎月1日から月末までの代金について、カード会社任意の翌月指定日に支払い)
 - ③ コンビニエンス・ストア等他生協が指定した場所(以下、「コンビニエンス・ストア等」といいます)での支払い
2. 銀行等の口座からの引落しにより代金等を支払う場合、予定の日に引落しができなかったときは、再引落しを行います。
 3. 次に掲げる場合、支払期限を付したコンビニエンス・ストア等での支払用紙(事務手数料を加算されたもの)を生協から利用者宛てに送付します。
 - ① クレジットカードにより代金等をお支払いいただいている利用者について、予定の日に決済ができなかった場合。
 - ② コンビニエンス・ストア等での支払いにより代金等をお支払いいただいている利用者について、予定の日までに代金等をお支払いいただけなかった場合。
 - ③ 登録口座において指定の振替日に振替ができなかった場合。
 4. 第3条4項①号の員外利用で登録した法人等は、生協に許可なく第三者に利用させた場合、第三者が支払を履行しない場合は法人等によって完済するものとします。

《代金等の未払いへの対応》

- 第16条 前条3項による再引落しができなかった場合、または前条4項による支払期限までに代金等をお支払いいただけなかった場合、生協は次の対応をさせていただきます。
- ① 商品カタログの配付、注文の受付、商品の配達を中止します。
 - ② 利用者は期限の利益を喪失したものと、すべての代金等について直ちに支払を請求します。
 - ③ 支払期限を付したコンビニエンス・ストア等での支払用紙(事務手数料を加算されたもの)を送付します。
 - ④ 以後の対応に関して生協が負担した費用については、実費相当を申し受けます。
 - ⑤ 受注・配達停止が2度行われた際は、当生協の宅配事業の利用はその後一切できません。

《支払計画書及び誓約書》

- 第17条 前条③号の支払期限までに代金等をお支払いいただけなかった場合、生協はその方(以下、「債務者」といいます)に対して、生協が定めた様式による支払計画書及び誓約書の提出を請求することができます。
2. 前項の請求があった場合、債務者は、請求から7日以内(請求時に別に定めた期限があればその期限内)に支払計画書及び誓約書を提出しなければなりません。
 3. 前項に定める期限までに支払計画書及び誓約書が提出されなかった場合、または提出された支払計画書に基づく支払いが行われないうちに将来にわたって代金等の支払いが望めないと認められる場合には、法的手続に移行したり、債権譲渡や債権の回収委託等を行う場合があります。

《連帯保証人》

- 第18条 生協は、必要と認めた場合、債務者に対して、支払計画書に記載された債務を弁済する責力を有する連帯保証人を立てることを求めることができます。

《支払期限・手数料・遅延損害金》

- 第19条 支払計画書による債務弁済の最終期限は、原則として第17条1項に定める本来の支払予定日(法人利用者に関して、同条2項に基づき生協と協議して定めた別の支払予定日があればその日、以下同じ)から3ヶ月以内とします。

2. 支払計画書による債務の弁済に係る費用は債務者が負担するものとします。
3. 生協は債務者に対して、第18条及び前項に定める費用のほか、第17条1項及び2項に定める本来の支払予定日の翌日を起算日として、年10%の割合による遅延損害金を請求する場合があります。

《出資金・組合債の払戻の停止》

- 第20条 組合員名義の出資金は、当生協の指定した支払期限内に代金支払がなされない場合、未払金の完済まで出資口数の減少及び組合債の解約を停止します。

《債務者の出資金に関する特別》

- 第21条 債務者が組合員である場合、生協は債務者に対して出資口数の減少を要請することができます。債務者が要請に応じて出資口数を減少した場合、生協は、債務者に対する出資金の払い戻しに係る債務者に対する債権を、払い戻し請求権をもって相殺することができます。

《協議解決》

- 第22条 本約款及び関連する規程等に關し、適用上の疑義が生じ、または定めのない事項に関する問題が生じた場合は、利用者と生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとします。

《管轄裁判所》

- 第23条 利用者と生協との間で裁判上の争いになったときは、生協の主たる事務所の所在地を管轄する大分地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

《本約款の変更》

- 第24条 生協は、サービスの充実・合理化、利用者の便向上、社会経済状況の変化への対応その他宅配サービスの円滑な実施のため必要がある場合に、本約款を変更することができます。
2. 前項の場合、生協は、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容及び変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。
 - ① 利用者への配付
 - ② 電子メールの送信等の電磁的方法
 - ③ WEBサイトへの掲示
 - ④ 定款に定める公告の方法その他の生協が定める適切な方法

別表 手数料(第7条4項)

配達方式による手数料

配達方式	個配登録手数料
個人配達	週あたり260円(税込)※1
グループ(班)	不要※2
ステーション	不要
法人配達	不要

※1 商品のお届けの有無に関わらず個配登録手数料は発生します。(年末の集中配達を除く)

- また、個人配達中止や生協を脱退する場合、ご連絡をいただいた週の翌週まで個配登録手数料が発生します。
- ※2 登録組合員数が一人になった時点から半年後、個人配達と同額の個配登録手数料が発生し始めます。

配達場所による手数料

離島配達手数料※3	週あたり55円(税込)
-----------	-------------

※3 トラックを乗船させる姫島・大入島に該当します。

◇利用の登録とは「宅配事業」の利用に際しての登録を指します。
利用登録商品「いつもくん」とは異なります。

② 電子マネー「Cataraカード」利用約款

1. 本約款目

本約款は、生活協同組合コープおおいた(以下「生協」といいます)が発行する「Cataraカード」に付する電子マネーサービス(料金前払い決済サービス)について規定するものであり、組合員がCataraカードを使用して電子マネーサービスを利用するにあたり本約款が適用されます。尚、Cataraカード電子マネーサービスに付随または関連して生協が提供するサービスについては、本約款と併せて生協が各々に定める規程が適用されるものとします。

2. 定義

- 本約款において使用する用語は、以下の通り定義するものとします。
- (1) Cataraカード電子マネーとは、生協が発行するCataraカードを介して、所定のサーバーに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
 - (2) Cataraカード電子マネーサービスとは、組合員が生協に対し、物品・サービス等の商品(以下「商品等」といいます)の対価の全部または一部の支払いとして、生協所定の方法によりCataraカードにチャージされたCataraカード電子マネーを利用することで、生協から商品の購入または、サービスの提供を受けることができることをいいます。
 - (3) Cataraカードとは、生協発行の前払式証券である加減算型カードで、金銭的価値情報を電子データに代えて、繰り返し入金(以下「チャージ」といいます)することができ、また入金された金額をもって生協において商品等の購入または提供ができる機能を備えたものをいいます。
 - (4) チャージとは、組合員が、生協所定の方法により、CataraカードにCataraカード電子マネーを加算することをいいます。
 - (5) Cataraカード電子マネー残高とは、Cataraカードにチャージされ、組合員が利用することのできるCataraカード電子マネーの金額をいいます。

3. 不正使用等の禁止

- (1) 組合員は、Cataraカードにサインされた本人のみ使用できるものとし、他人への貸与はできないものとします。
- (2) 組合員は、Cataraカードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。

4. チャージ

- (1) 組合員は、生協所定の場所・方法にてCataraカードに1,000円単位で繰り返しチャージすることができます。
- (2) 組合員は、1枚のCataraカードに対して残高50,000円を上限としてチャージができます。ただし、1回あたりのチャージ上限は49,000円です。

5. Cataraカード電子マネーサービスの利用

- (1) 組合員は、生協のCataraカード電子マネーサービスが利用できる店舗において商品等の

- 購入または提供を受けることができます。ただし、非課税商品(切手の他、印紙、はがき、プリペイドカード、金券類等)等、一部購入できない商品があります。
- (2) 組合員が生協のCatarioカード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、Catarioカード電子マネー残高から商品等の購入または提供の合計額を差し引くことにより、金銭にて商品等の購入または提供の合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- (3) 組合員は、生協において、商品等の購入または提供を受ける場合、生協が定める方法により、現金その他の支払い方法と電子マネーを併用することができるものとします。Catarioカード電子マネー残高が商品等の購入または提供の総額に不足する場合には、その不足額を生協が定める方式により、支払うものとします。
- (4) 組合員が生協において、商品等の購入または提供を受ける場合、1取引に利用できるCatarioカードの枚数は、1枚に限りです。
- (5) 組合員は、Catarioカード電子マネーサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示されるCatarioカード電子マネー残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。また、Catarioカード裏面記載のURLからもCatarioカード電子マネー残高を照会することができます。万一誤りがある場合には、生協に申し出るものとします。申し出がなされない場合には、組合員は、当該Catarioカード電子マネー残高について誤りがないことを了承したものとします。

6. Catarioカード電子マネー残高

- (1) Catarioカード電子マネー残高は、Catarioカード電子マネーサービス利用時のレシート、チャージ機、カード裏面記載のURL、カード裏面のQRコードから、または本約款末尾に記載のご相談窓口へのお問い合わせにて、照会できるものとします。
- (2) 組合員は最後にCatarioカード電子マネーサービスを利用した日、または最後にチャージした日から5年を経過した場合、自動的に失効し利用ができなくなります。尚、失効した際に残高が残っていても払い戻しはできないものとします。
- (3) Catarioカード電子マネー有効期限を超過し、使用不可となったカードの中の「支払い時に付与されたプレゼントバリュー残高」について組合員からの申告があった場合に限り、再有効化を行います。
- (4) プレゼントバリューの再有効化に際し、当該Catarioカードや組合員番号等、本人確認可能な証明書もしくは情報の提示を求める場合がございます。ご対応いただけない場合には再有効化が行えない可能性がございますので、予めご了承くださいませようお願い致します。再有効化出来る残高は、有効期限を超過した時点でCatarioカード内に残存している「支払い時に付与されたプレゼントバリュー」に限りです。原則、組合員のご依頼日から15営業日以内に再有効化の処理を致します。尚、再有効化完了後の通知は致しかねますので予めご了承願います。

7. Catarioカード電子マネー残高の合算

- (1) 複数のCatarioカードの電子マネー残高を合算することは、できないものとします。
- (2) 組合員は、生協が認めた場合を除き、Catarioカード電子マネー残高を他のCatarioカードに移行できないものとします。

8. Catarioカード電子マネーサービスの利用ができない場合

- 組合員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、Catarioカード電子マネーサービスを利用した商品等の購入または提供を受けること、ならびにCatarioカード電子マネー残高の確認をすることができないことをあらかじめ承諾するものとします。
- (1) 生協のCatarioカード電子マネーサービスを提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
- (2) Catarioカードの破損、または生協の機器の故障等その他の事由による使用不能の場合。
- (3) その他やむを得ない事由のある場合。

9. 換金等の不可

生協がCatarioカード電子マネーサービスを終了する場合を除きCatarioカード電子マネー残高の現金の払い戻しはできないものとします。

10. 生協の脱退

- (1) 組合員は生協を所定の方法により脱退できるものとします。脱退処理後、組合員資格が喪失され、Catarioカード電子マネーサービスは利用ができなくなります。
- (2) 前項の場合、CatarioカードにチャージされているCatarioカード電子マネー残高の現金の払い戻しはできないものとします。脱退前にCatarioカード電子マネー残高を使い切ってください。
- (3) 脱退の手続き時にはCatarioカードを返却するものとします。

11. Catarioカードの破損・汚損・磁気不良時の再発行等

- (1) Catarioカードが再発行された場合、本人の証明を確認の上、生協所定の方法で照会されたCatarioカード電子マネー残高が再発行されたCatarioカード電子マネー残高に引き継がれるものとします。再発行料は磁気不良を除き、生協所定の発行料200円(税込)を支払うものとします。
- (2) 一旦、再発行した場合、いかなる事情であっても発行料の返金はできません。

12. Catarioカードの紛失・盗難等の再発行

- (1) 紛失・盗難によりCatarioカードが再発行された場合、生協によるCatarioカードの使用停止措置が完了した時点のCatarioカード電子マネー残高が再発行されたCatarioカード電子マネー残高に引き継がれるものとします。
- (2) 組合員がCatarioカードの紛失・盗難等を申し出してから生協による使用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを組合員は了承するものとします。尚、使用停止措置が完了する前に、Catarioカード電子マネー残高を第三者により利用された場合、生協は一切の責任を負いません。
- (3) Catarioカードの再発行後、組合員が紛失・盗難によるCatarioカードを発見した場合、組合員は、発見したCatarioカードを返却するか、自らの責任において直ちに破棄するものとします。
- (4) 組合員が紛失・盗難届出時にCatarioカード残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難したCatarioカードに残ったまま有効期限を過ぎたとしても、生協は一切の責任を負わないものとします。
- (5) 組合員が利用申込書への記載登録間違いや、利用資格喪失等の理由により、生協でカードの再発行ができない場合、Catarioカード残高は引き継げないものとします。
- (6) 紛失・盗難による再発行の場合、生協所定の発行料200円(税込)を支払うものとします。また、いかなる場合でも発行料の返金はできないものとします。

13. 無権限取引により発生した損失の補償

- (1) 組合員がCatarioカードの情報を第三者に取得され、組合員の意思に反してCatarioカードを利用または処分されたことにより、損失が発生した場合、生協は、組合員の意思に反して権限を有しないものの指図が行われたことにより発生した損失について、原則として、これを補償することとします。ただし、生協に申告した内容、生協が行った調査の内容その他の事情を勘案の上、以下のいずれかに該当すると生協が合理的に判断した損失の全部または一部について補償を行わないこととします。
- ・組合員の故意もしくは重大な過失に起因して発生した損失
 - ・組合員の家族、近親者、同居人、組合員の委託を受けて身の回りの世話をする者、組合員

- ・関係者または組合員の許可に基づき対象端末等を利用する者が行った利用である場合
 - ・当該申出の全部または一部が虚偽またはその疑いがある場合
 - ・組合員等が不正利用に関して不当な利益を得ているもしくは不正利用に協力していた場合またはその疑いがある場合
 - ・組合員等が補償の申出をした日から1年以内に再び補償の申出をした場合
 - ・戦争、地震など善い社会秩序の混乱の際に生じた不正利用である場合
 - ・本約款12. Catarioカードの紛失・盗難等の再発行(2)に定める期間内(紛失・盗難から利用停止措置が完了するまでの間)に第三者により利用されて発生した損失
- (2) 組合員が生協に対して補償を求める場合には、下記(3)の内容に従った手続きを行うとともに、生協による調査に協力するものとします。組合員が当該手続きを怠った場合には、組合員に生じた損失の全部または一部について、生協はその責任を負わないことがあります。
- (3) 補償手続きのために、組合員は、損失が発生した日(継続して複数回の損失が発生した場合はその最終の損失発生日)から60日以内に、当該損失が発生した事実を生協及び警察署に申告しなければならないこととします。また、生協に対して以下の内容を必要な資料を添付して申告するものとします。
- ・損失額
 - ・損失発生日
 - ・損失発生の際
 - ・その他生協が通知を求めた事項
- (4) 生協は、不正取引が発生した場合またはそのおそれがある場合について、当該不正取引の態様を踏まえ、被害の拡大(二次被害)を防止するために必要があると判断したとき、類似の事案の発生を回避するために有益であると判断したとき、また、被害額や件数等の事情において社会的影響が大きいと認められるときは、速やかに連携先と協力のうえ必要な情報を公表することとします。

14. 生協との紛議

- (1) 組合員が、Catarioカード電子マネーサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、組合員と生協との間で解決するものとします。
- (2) 前項の場合においても、組合員は生協に対し、Catarioカード利用の取消し等を求めることはできないものとします。

15. 組合員資金の保全方法

- (1) 資金決済法14条1項は、前払式支払手段の保有者が、前払式支払手段発行者の都合により、当該サービスを利用することができず損失を被るなどのリスクから保護するため、基準日(毎年3月31日及び9月30日時点)時点の未使用残高の2分の1以上の額の発行保証金を、内閣府令で定めるところにより、主たる営業所または事務所の最寄りの供託所に供託するよう義務付けています。生協も、同規定に基づき、基準日時点の未使用残高の2分の1以上の額の発行保証金を法務局に供託する方法により保全しています。尚、必ずしも、前払式支払手段の保有者の債権の全額が保全されているわけではありません。
- (2) 万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済法31条1項の規定に基づき、前払式支払手段に係る債権に関し、当該前払式支払手段に係る発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利があります。
- (3) 発行保証金の供託、発行保証金保全契約または発行保証金信託契約の別：生協の利用者資金の保全方法は次の通りです。
- ・金銭による供託

16. 個人情報の収集・利用

組合員(本条においては、Catarioカード電子マネーサービスの申込をしようとする方を含みます)は氏名・生年月日・住所・電話番号等、組合員が加入申込時に生協に届け出た事項及びCatarioカード電子マネーサービスの利用履歴等の情報(以下「個人情報」といいます)を、生協が別途定める「個人情報保護のための基本方針」に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意するものとします。

17. 約款の変更

- (1) 生協は、生協所定の方法により事前に組合員に対して変更内容を告知することで、本約款を変更することができるものとします。また、当該告知後、組合員がチャージをした場合、Catarioカード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けた場合、またはCatarioカード電子マネー残高の確認をした場合には、生協は、組合員が当該変更内容を承諾したものとみなします。
- (2) 前項の告知がなされた後、組合員が脱退することなく1ヶ月が経過した場合には、生協は、組合員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

18. Catarioカード電子マネーサービスの終了

- (1) 生協は次のいずれかの場合には、組合員に対し事前に生協所定の方法で通知することにより、Catarioカード電子マネーサービスを全般的に終了することができるものとします。
- ① 社会情勢の変化
 - ② 法令の改廃
 - ③ その他生協のやむを得ない都合による場合
- (2) 前項の場合、組合員は法令に基づき、生協の払戻公告で定める方法により、Catarioカード電子マネー残高に相当する現金の払い戻しを生協に求めることができるものとします。ただし、生協が前項の通知を行ってから法律で定められた一定期間を経過した場合には、組合員は当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

19. 制限責任

第8条に規定する場合およびその他の理由により、組合員がCatarioカード電子マネーサービスを利用することができないことで当該組合員に生じた損害等について、生協はその責任を負わないものとします。(当該不利益または損害が生協の故意または重過失による場合を除きます。ただし、逸失利益については、生協はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。)

20. 通知の到着

生協が、組合員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、生協は組合員から届けられた住所または電子メールアドレスに宛てて通知を送達すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

21. 業務委託

生協は、本約款に基づくCatarioカード電子マネーサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

22. 合意管轄裁判所

組合員は、本約款に基づき取引に関して、生協との間に紛争が生じた場合には、生協の本部所在地を管轄する簡易裁判所または、地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

③ Cataroカードポイントサービス 利用約款

1. 総則

本約款は、生活協同組合コープおおいた(以下「生協」といいます)が発行する「Cataroカード」に付帯する「Cataroカードポイントサービス」について規定するものであり、組合員がCataroカードを使用してポイントサービスを利用するにあたり、本約款が適用されます。尚、Cataroカードポイントサービスに付随または関連して生協が提供するサービスについては、本約款と併せて生協が各々に定める規程が適用されるものとします。

2. ポイントの加算

- ①生協のCataroカード取扱店舗および生協が指定する店舗・施設等(以下「指定店舗」といいます)で、お買上げ200円(本体価格)毎に1ポイントを加算します。
- ②Cataroカードは、必ず精算前にレジ係員に提示するものとします。精算後は、生協が別途定める場合を除き、ポイントを加算できません。
- ③特に生協が定める一部商品およびサービス(商品券等の金券類・送料・コピー代・自動販売機商品・その他生協が指定する商品およびサービス)については、ポイント加算対象外となります。
- ④ポイントは、代金を支払った組合員のCataroカードに加算します。なお、家族カードに加算されたポイントは、本人カードに加算されたポイントと合算して管理いたします。
- ⑤ポイントは、第三者に譲渡または相続することはできません。
- ⑥ポイント加算の条件については、変更される場合があります。この場合は、変更する旨を予め指定店舗にて一定期間告知します。
- ⑦ポイントは、ポイント加算日の翌々年度末日(毎年4月1日から翌年3月31日までが1年度)に有効期限が切れて失効します。(年度初日の4月1日に加算されたポイントは、最長の3年間有効となり、年度末日の3月31日に加算されたポイントは、最短の2年間有効となります。なお、当該失効対象期間の翌日から失効日までの2年間に加算されたポイントは、各ポイント加算日の翌々年度末日まで引き続き有効です。)ポイントが全て失効した場合でも、Cataroカードは引き続き有効とします。

3. ポイントの利用方法

- ①加算されたポイントは、指定店舗でお買上げ代金精算時に、1ポイントにつき1円分のお買物に利用できます。この場合、組合員が希望する単位のポイント数を、指定店舗でお買上げ代金精算時にお申し出ください。または、ポイント数に応じて「ポイント交換商品との交換」に利用できます。この場合、組合員が希望するポイント交換商品の交換に必要なポイント数が記載された「カタログ交換券」(以下「カタログ交換券」という)を発行します。なお、ポイントは、本人カードおよび家族カードに加算された合計ポイント数の範囲内で、本人カードもしくは家族カードで共有して利用できます。
- ②ポイントをお買物に利用の際は、当該利用時のお買上げ代金合計金額の範囲内でのみ利用できます。
- ③ポイント利用の条件(お買物利用の場合および商品交換の場合のポイント利用単位)については、変更される場合があります。この場合は、変更する旨を予め指定店舗にて一定期間告知します。
- ④ポイントは、「お買物での利用」または「カタログ交換券の発行(ポイント交換商品との交換)」のみに使用できるものとします。現金、電子マネー、その他金品等への換金・交換は行いません。

4. お買上げ商品の返品処理

- ①レジ精算時にポイント加算対象となった代金支払済商品を返品する場合、組合員は返品と同時に指定店舗に対してレシートとCataroカードを提示するものとします。この場合、指定店舗は加算済のポイントから返品による代金返金額相当分のポイント数を差し引きします。
- ②前項によりポイント数を差し引いた結果、ポイント残高がマイナスとなった場合、ポイント残高がゼロ以上になるまでは、その後指定店舗でお買上げ時に加算されるポイントが、当該マイナス部分の解消に充当されるものとします。なお、ポイント残高がマイナスの時点で組合員が生協を脱退する場合は、ポイント残高がゼロ以上になるポイント数に係る商品代金の支払(指定店舗でのお買上げ)をお願いする場合があります。

5. Cataroカードの紛失、盗難、破損

- ①Cataroカードの紛失・盗難・破損等によりCataroカードを再発行する場合、すでに加算されているポイントは、本人の証明を確認の上、再発行されたCataroカードに移行することができます。
- ②組合員がCataroカードの紛失・盗難等を申し出た後、生協による使用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを組合員は了承するものとします。なお、使用停止措置が完了する前に、ポイント残高が第三者により利用された場合、組合員が申し出を怠った場合、その他組合員に何らかの損害が生じた場合でも、生協は一切の責任を負わないものとします。

6. 約款の変更

- ①生協は、生協所定の方法により事前に組合員に対して変更内容を告知することで、本約款を変更することができるものとします。また、当該告知後、組合員がレジ精算時にCataroカードを提示した場合、またはポイントの利用を行った場合には、生協は組合員が当該変更内容を承諾したものとみなします。
- ②前項の告知がなされた後、組合員が脱退することなく1ヶ月が経過した場合には、生協は組合員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

7. 損害賠償

Cataroカードポイントサービスの利用に関して組合員に不利益または損害等が生じた場合でも、生協はその責任を負わないものとします。(当該不利益または損害が生協の故意または重大過失による場合を除きます。ただし、逸失利益については、生協はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。)

8. 合意管轄裁判所

組合員は、本約款に基づく取引に関して、生協との間に紛争が生じた場合には、生協の本部所在地を管轄する簡易裁判所または、地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

以上

各約款に関する お問い合わせ先

① 宅配事業定型約款に関するお問い合わせ先

〈営業時間〉月～金曜日 8時30分～17時

畑中・個配畑中センター	☎097-545-7151
二目川センター	☎097-520-4455
日出センター	☎0977-28-1800
三重センター	☎0974-22-5522
日田センター	☎0973-23-0106
宇佐センター	☎0978-32-3510

② 電子マネー「Cataroカード」利用約款に関するお問い合わせ先

③ Cataroカードポイントサービス利用約款に関するお問い合わせ先

コープ大分駅店	☎097-573-5000
コープ南大分	☎097-543-6232
CO・OPふらいる	☎097-523-2016
コープ南春日	☎097-578-8880
コープ別府店	☎0977-75-9800
コープうすき	☎0972-63-1522
コープつくみ	☎0972-82-1333

電子マネー「Cataroカード」の保障に関するお問い合わせ先

生活協同組合コープおおいた 店舗事業本部

☎097-524-0115

(土曜・日曜日および年末・年始を除く 9時～17時)

発行元

生活協同組合コープおおいた

〒870-0278 大分市青崎1丁目9番35号
☎097-524-0111
(月～金曜日・祝祭日を除く 9時～17時)
<https://www.oita.coop>

